

企画競争説明書

業務名称：ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件）

調達管理番号：22a00870

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.(1) 上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年1月11日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年1月11日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - () 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2023年2月～2025年2月
本プロジェクトのR/D署名は2023年1月を予定しており、本契約は右署名後に行われるものとします。
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。
- (5) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Takeuchi.Kiyoka@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

要請の背景及び目的から迅速性、柔軟性が特に求められるため、公示から契約締結までを約1ヶ月以内に行うこととし、提出プロポーザルについても通常のものに比べ軽微な内容を想定しています。

No	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年1月16日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年1月16日 12時
3	質問への回答	2023年1月17日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年1月20日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年1月26日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内
9	契約交渉（予定）	2023年1月27日
10	契約締結（予定）	2023年2月13日

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口 (outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式) に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

3) 別提案書（第3章4. (1)に示す上限額を超える提案）がある場合）
GIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書(第3章4.(1)に示す上限額を超える提案がある場合)

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(1)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト（ファスト・トラック制度適用案件）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

2022年2月24日に始まったロシア軍によるウクライナへの侵略は長期化し、同年10月以降はウクライナ国内の電力・エネルギー関連施設や民間の施設を狙ったミサイル攻撃や砲撃等が続いている。

同国政府による被害状況アセスメント（ルガーノ復興会議（2022年7月4日～5日）にて発表）、欧州委員会（EC）・世界銀行（WB）による被害状況アセスメント（RDNA、2022年9月9日時点）、Kyiv School of Economics（KSE）による被害状況アセスメント（HPで随時アップデートを公開）によれば、被害総額は1,000億ドルを超えており、2022年11月には1,359億ドルの被害額が報告され、セクター別では住宅被害525億ドルに続き、交通インフラは356億ドル、電力・エネルギーは68億ドルを超えると試算されている（KSE）。2023年1月中旬時点で停戦の目途はついておらず、戦闘が継続すれば、被害がさらに増大し支援ニーズも拡大していく可能性が高い。

市民生活への影響は甚大であり、シェルターへの避難や計画停電を余儀なくされるなど、本格的な冬が到来した中で人々の生活は益々厳しい状況となっている。戦闘が継続し、停戦時期が見通せない中ではあるが、国内外に避難した人々の帰還を進め、社会・経済活動を継続する上でも、戦禍により大きな被害を受けた生活基盤の復旧を可能な範囲で早急に進める必要がある。また、ロシア軍の攻撃により破壊された建物・施設・道路等から発生した大量の瓦礫がインフラ復旧・復興の障害とならぬよう、早期に除去・処理を進める必要性が高い。

復旧・復興への取り組みは、停戦を待つのではなく、戦時下の人々の生活および経済活動を保つ上でも、可能なものから実施していくことがルガーノ復興会議をはじめとして多くの場で強調され、同国を支援する国際社会のコンセンサスとなっている。同国政府は2022年7月のルガーノ復興会議にて2032年までの復興計画の青写真を発表しているが、継続的に実施・更新が予定されている。戦時下で日々状況が変化する中でも、被害を受けたインフラを復旧・復興するための計画を策定することが課題となっている。

かかる背景を踏まえて、ウクライナ政府はインフラ復旧・復興に関する開発調査型技術協力「緊急復旧・復興プロジェクト」（以下、「本事業」という。）を我が国に

要請した。

第3条 プロジェクトの概要

1. 事業目的

本事業は、危機下にあるウクライナにおいて、インフラ緊急復旧事業やインフラ復旧・復興計画策定支援により、破壊された都市基盤の本格的な復旧・復興に向けた基盤づくりに寄与する。

2. 事業実施期間

2023年2月～2025年2月を予定（計24カ月）

3. 事業実施体制

(1) 地方自治体・国土発展・インフラ省（旧インフラ省と旧地域発展省が2022年12月2日に統合）：道路、鉄道、港湾、空港等のインフラおよび公共住宅、地方のインフラ施設、都市計画等を所掌。

(2) エネルギー省、ウクライナ送電公社（Ukrenergo）：電力分野を所掌。

(3) 主要対象地域の地方自治体（オデーサ、ミコライウ、キーウ、ハリキウ、ドニプロ、ヘルソン）：自治体サービスを所掌。

4. 対象地域

ウクライナ全土（特に、オデーサ、ミコライウ、キーウ、ハリキウ、ドニプロ、ヘルソンを主要対象都市と位置付ける）

人口：4,159万人（クリミアを除く）（2021年：ウクライナ国家統計局）

面積：60万3,700平方キロメートル

5. 対象分野

資源・エネルギー、運輸交通、都市・地域開発、環境管理、上下水等

6. インパクト

危機下にあるウクライナにおいて、破壊された都市基盤の本格的な復旧・復興に向けた基盤が整備される。

7. アウトカム

インフラの緊急復旧が行われるとともに、対象都市のインフラ復旧・復興計画の策定が促進される。

8. 成果及び活動

成果1：優先緊急復旧事業（Quick Impact Projects、以下「QIPs」という。）の形成及び実施

1-1. 緊急インフラ復旧機材を活用した調査および技術移転の実施

1-2. 活動項目 1-1.以外の優先緊急復旧事業（QIPs）の形成・実施

成果2：デジタル技術を活用した機材のモニタリング体制・フォローアップ体制の構築

2-1. 機材にかかるコントロールチームの設置、使用状況のモニタリング

2-2. 機材のフォローアップにかかるワンストップ相談窓口の設置、運営

成果3：ウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」（包括方式）¹の円滑な実施に向けた調査・調整

3-1. ウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」（包括方式）で調達するインフラ復旧機材の選定にかかる戦略性および活用シナリオのレビ

¹ 2023年2月閣議請議予定案件

ューと必要な追加検討

3-2. 同無償資金協力事業で調達する機材の数量・スペック・積算等の具体的内容のレビューと必要な追加検討

3-3. 同無償資金協力事業にかかる機材仕様書（案）の作成

成果4：ウクライナによる復旧・復興計画策定の促進

4-1. 2023年～2024年の越冬対策を含む緊急復旧支援の検討

4-2. 日本の復旧・復興の知見を共有するための研修の計画・実施

4-3. 電力供給システム（電源、系統）の復旧・復興に向けた戦略の検討

4-4. 復旧・復興の計画の方向性にかかる検討（地域戦略を含む）

4-5. 中長期的な優先的取り組みの検討

4-6. 復旧・復興計画の策定及び実施に関する能力強化

第4条 業務の目的

ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクトにかかる技術協力事業合意文書²（Record of Discussion、以下「R/D」という。）に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクトの目標達成に貢献する。

第5条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するために「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

本事業の基本的な枠組み

1. 対ウクライナ支援における本事業の位置づけ

ロシアによるウクライナ侵略に対し、JICAはこれまで日本政府の方針に基づき、ウクライナ及び周辺国支援として3つの柱（①ウクライナの国家基盤を支える協力、②地域安定化のための周辺国・ウクライナ避難民への協力、③復旧・復興の支援）を掲げた協力を形成してきた。このうち、「③復旧・復興の支援」の中では4つの優先課題（「本格的な復旧・復興に向けた基盤整備」、「避難民の帰還に資する生活再建」、「雇用創出につながる農業・産業振興・輸出促進」、「民主主義支援・ガバナンス強化」）を軸に、既存案件の活用や日本の強みの活かせる新規案件の形成等、緊急人道支援フェーズから復旧・復興開発フェーズでウクライナ及び周辺国に必要となる協力を検討・実施している。

本事業は、インフラ復旧・復興を主題とするものであり、上記の方針の3つの柱のうち「③復旧・復興の支援」の優先課題「本格的な復旧・復興に向けた基盤整備」及び「避難民の帰還に資する生活再建」に貢献するものと位置付けられる。受注者は、この位置付けを念頭に置き、ウクライナ復旧・復興に向けた基盤整備や人々の生活再建に資する取り組みを戦略的に見出し、タイムリーに実施していくことが期待される。

2. 本事業の狙い

本事業は、戦時下でインフラの復旧・復興に取り組む、JICAとしても先例のない挑

² 2023年1月下旬から2月上旬に署名を予定している。

戦である。ロシア軍による侵略は長期化するとの見方もあるため、人道支援フェーズが長引くことを想定する必要がある。このような状況を踏まえ、本事業では、緊急的かつ長期的な人道支援ニーズに迅速に応えつつ、その取り組みを通じて戦時下におけるインフラの強靱な復旧モデルを展開し、人々の生活の安定に貢献するとともに、その後の復興に向けた基盤を整備することを目指す。戦時下におけるインフラの強靱な復旧は、必ずしも破壊前の状態に戻すことではないため、戦略的な分析に基づく企画立案を行う。

具体的な取り組みとして、国際社会が喫緊の人道危機として位置づけ、緊急的対応が必要との認識で一致している電力分野をはじめとしたインフラの緊急復旧に貢献する機材の供与を通じた、優先的な緊急インフラ復旧事業をプロジェクト内で早期に実施する。そのうえで半年から一年半後を見据えたインフラ復旧機材調達（ウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」（包括方式））の具体化も行う。

同時に、ウクライナ側が推進する中長期的なインフラ復旧・復興計画策定にかかる技術的支援を、日本の復興経験等を活かして早期から行う。また、その実施過程で得られた情報をもとに今後のJICAの協力につなげ、ウクライナの復旧・復興にかかる協力をスケールアップしていくことを目指す。

3. 復旧・復興の基本的考え方

本事業では、ウクライナの復旧・復興を力強く推進するために3つの基本的考え方、すなわち①冗長性/Redundancy、②連帯/Solidarity、③強靱/Resilienceを協力の基礎とする。受注者は以下に留意して地域毎に異なるアプローチを考慮して、本事業の活動に取り組む。

(1) 冗長性/Redundancy

戦時下においては、破壊による被害は日々変化し、復旧してもまた攻撃の標的になる可能性がある。そのため、集中システム（例：電力系統）の復旧に加え、分散システム（例：電力系統のリダンダンシー確保、地方都市での不屈センター／ヒーティングセンター等）の強化による人々の生活、及びそれを支えるインフラ・各種サービスの強靱化を図る。

(2) 連帯/Solidarity

ウクライナの国土を①ロシア軍の非侵略地域、②ロシア占領からの解放地域及びその周辺地域、③ロシア支配地域の3区分に分けると、それぞれの地域では、期待される役割、置かれた状況、被害状況等が大きく異なる。非侵略地域は、国内避難民の避難先であり、解放地域への物資の供給基地、かつ、欧州とつながるルートとして機能し、復旧・復興を支える拠点といえる。また、国内避難民の避難先で長期化する生活の安定化（避難先での統合支援）が重要な課題となる。一方、解放地域及びその周辺地域は、被害が甚大で緊急復旧ニーズが高い。これらの地域において、解放前に比べて、市民生活を改善・安定させることが、ウクライナの国としての連帯/Solidarityの向上や社会の安定につながるものであり、復旧支援の最も必要な地域と捉える。特に、ウクライナ東部の解放地域及びその周辺地域では、親ロシア派率が比較的高く本侵略のとらえ方は多様な為、本事業の実施を通じ当該地域における不安定要因の縮小・排除、不安定要因の増進を図り、国民間の連帯/Solidarityを高めることを重視する。なお、ロシア支配地域は、現時点では支援の対象地域とすることはできない。

(3) 強靱/Resilience

将来の復興を見据えつつ、上記の冗長性/Redundancy、連帯/Solidarityを高める復旧

を行う。これにより、市民生活及び社会経済活動が、長期化/反復する攻撃に対して、強靭性を発揮することを図る。

4. JICA社会基盤部及び地球環境部の他案件との連携

本事業を実施するにあたっては、以下の関連事業と密接に連携する。

(1) ウクライナ危機にかかる緊急復旧・復興支援のための情報収集・確認調査

2022年11月から2023年5月（予定）まで実施する調査である。同調査では、①ウクライナ全土を対象としたインフラ関連分野の情報収集・分析、②特定都市（オデーサ、ミコライウ、キーウ、ハリキウ、ドニプロ）を対象とした情報収集・分析、③インフラ復興事業に係る公共工事発注制度、④施工業者及び工事機械及び材料供給、⑤試験的事業の実施結果、⑥ウクライナ支援に係る国際機関や他ドナーの取組状況、⑦我が国企業の動向にかかる情報を取りまとめる予定である。本事業の実施にあたっては、同調査の結果を最大限活用し、業務の効率化を図るとともに、JICA協力事業の連続性を担保する。

(2) ウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」（包括方式）

2023年2月閣議請議予定の新規無償資金協力事業「緊急復旧計画」（包括方式）では、多岐にわたるセクターの機材を調達することが検討されている。そのうち電力、運輸交通、都市、瓦礫・災害廃棄物処理、上水分野にかかるインフラ復旧機材については、本事業で具体化を図り、機材仕様書（案）の作成に取り組む。本事業のQIPsとして調達する機材は短納期・迅速納入を重視する一方で、同無償資金協力事業は納期が長い受注生産の機材も多く含むことが想定される。

(3) ウクライナ国国家地理空間データ基盤活用のための能力向上プロジェクト（技術協力プロジェクト）

2022年2月～2025年1月（予定）の期間で実施中の技術協力プロジェクトである。同事業の活動において、オデーサ、ヘルソン、ミコライウで1/10,000のデジタル地形図、周辺地域を含めた1/25,000のデジタル地形図を整備予定であるため、本事業での有効活用が期待される。

(4) 廃棄物管理能力向上（個別専門家）

2020年2月～2023年3月（予定）の期間で実施中の個別専門家案件である。日本における災害廃棄物管理の知見・経験の共有にかかるオンラインセミナーをこれまで3回（2022年6月、9月、11月）にわたり実施しているため、ここで得られた人的ネットワークや知見を本事業でも活用する。

(5) 近代的な都市廃棄物管理技術（国別研修）及び近代的な都市廃棄物管理（国別研修）

近代的な都市廃棄物管理に関して今後実施する予定の研修であるため、本事業の瓦礫処理・災害廃棄物処理にかかる活動と密接に連携することが期待される。

5. 各成果の概要

本業務で期待される成果の概要と想定タイムラインは以下のとおり。

(1) 成果1：優先緊急復旧事業（QIPs）の形成及び実施

JICAは本事業の一部としてインフラ緊急復旧機材を調達し、ウクライナに供与する

予定である³。これらの機材は、運輸交通、電力、瓦礫・災害廃棄物処理・上水分野に関するものである。受注者は、JICAが供与するインフラ緊急復旧機材をウクライナ側が効果的に活用できるようになるための技術支援を行う（遠隔技術支援、機材据え付け支援体制構築、機材供与にかかる調査実施含む）。例えば、瓦礫・災害廃棄物処理分野では、供与する機材を使ったモデル事業を展開し、将来の瓦礫・災害処理システムの構築に資する活動を行うことなどが想定される。

上記のJICA調達機材関連業務に加え、それ以外の優先緊急復旧事業（QIPs）の検討を行い、JICAにQIPs事業（案）を提案する⁴。提案されたQIPsの実施妥当性が認められる場合は、契約変更で実施に関する業務を追加する。

(2) 成果2：デジタル技術を活用した機材のモニタリング体制・フォローアップ体制の構築

本事業のQIPs及びウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」（包括方式）で多くのインフラ復旧機材が調達されることが予定されているため、機材の適正管理が課題である。JICA関係者（邦人）がウクライナでの活動ができない状況においても、機材のモニタリング、技術移転、機材フォローアップ（故障などトラブル対応など）にかかる効果的な体制モデルを本事業で構築し実装する。体制の構築にあたっては、デジタル技術の活用による効率化を検討する。

(3) 成果3：ウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」（包括方式）の円滑な実施に向けた調査・調整

対象地域の緊急復旧ニーズに基づき、ウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」（包括方式）で調達するインフラ復旧機材リストを取りまとめ、機材仕様書（案）を作成する⁵。作成にあたっては、先述の「ウクライナ危機にかかる緊急復旧・復興支援のための情報収集・確認調査」がとりまとめる①インフラ復旧機材にかかる戦略性および活用シナリオ、②機材の数量・スペック・積算などの情報を最大限活用し、そのレビュー及び必要な追加補足検討から引き継ぐことで迅速化を図る。

(4) 成果4：ウクライナによる復旧・復興計画策定の促進

緊急的な復旧と中長期的な復旧・復興という両方の視点に基づき、ウクライナ側への助言・支援を行う。具体的には、ウクライナ政府や援助関係機関による情報の分析、オープンソースを活用した情報の分析、現地調査によって得られた情報の分析などをもとに、上記3(2)に記載の地域別特性や国際場裏における議論等を踏まえつつ、ウクライナの復旧・復興の戦略及び計画の方向性（地域戦略を含む）を検討する。同時並行的にJICAとよく協議し、今後のウクライナにおける支援ニーズ及びJICA支援の方向性について提言をまとめる。

³ 公示時点でのインフラ緊急復旧機材（案）は配布資料1のとおり。

⁴ 生活改善のための資機材供与や国内避難民/帰還民向け定住支援（例えば現地NGO等と連携した公共施設/避難所の小規模な緊急リハビリなど）が考えられるが、アイデアをプロポーザルで提案すること。

⁵ 公示時点でのインフラ復旧機材（案）は配布資料2のとおり。

(5) 各成果の想定タイムライン⁶

ウクライナ 緊急復旧・復興プロジェクト	2023												2024											
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
調査準備																								
【成果1】 優先緊急復旧事業（QIPs）の形成及び実施																								
1-1. 緊急インフラ復旧機材を活用した調査および技術移転の実施																								
1-2. 機材調達以外の優先緊急復旧事業（QIPs）の形成・実施																								
【成果2】 デジタル技術を活用した機材のモニタリング体制・フォローアップ体制の構築																								
2-1. 上記の機材にかかるコントロールチームの設置、使用状況のモニタリング																								
2-2. 機材のフォローアップにかかるワンストップ相談窓口の設置、運営																								
【成果3】 ウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」（包括方式）の円滑な実施に向けた調査・調整																								
3-1. 同無償資金協力事業で供与するインフラ復旧機材の選定にかかる戦略性および活用シナリオのレビューと必要な追加検討																								
3-2. 同無償資金協力事業で供与する機材の数量・スペック・積算等の具体的内容のレビューと必要な追加検討																								
3-3. 同無償資金協力事業にかかる機材仕様書（案）の作成																								
【成果4】 ウクライナによる復旧・復興計画策定の促進																								
4-1. 2023年～2024年の越冬対策を含む緊急復旧支援の検討																								
4-2. 日本の復旧復興の知見を共有するための研修の計画・実施																								
4-3. 電力供給システム（電源、系統）の復旧・復興に向けた戦略の検討																								
4-4. 復旧・復興の計画の方向性にかかる検討																								
4-5. 中長期的な優先的取り組みの検討																								
4-6. 復旧・復興計画の策定及び実施に関する能力強化																								

6. QIPs（成果1）と包括無償（成果3）の選定クライテリア

本事業で取り扱うQIPsと包括無償は以下の選定クライテリアに従う。

- 緊急性を有するものを取り扱う。
- JICA環境社会配慮ガイドライン上のカテゴリCとなるもののみ対象とする。
- 復旧・復興期は資材高騰等が見込まれるため、数量等による事業規模の調整が出来るものを扱う。
- 受益先を分散させすぎず、特定地域でインパクトを発現できるものを扱う。
- 戦時下でも資機材にかかるロジスティクスが確保できるものを取り扱う。

本事業の運営上の留意点

7. 本事業運営上の基本方針

本事業で効果的な成果をあげるために以下の基本方針を掲げる。

- (1) 迅速性：人道支援フェーズが長期化する中、当面は人道危機下のニーズに迅速に
 応えることを最優先事項として位置づける⁷。
- (2) 戦略性：本事業の取り組みには仮説をもって臨み、機材を含め、戦略的な投入を
 行う⁸。限られたリソースでの事業効果を最大化するため、①各取り組みのストー
 リー性や仮説、②日本の協力としての象徴性、③モデル事業の横展開、④広報効
 果等を検討する。
- (3) 柔軟性：現場では状況が絶えず変化し、問題・課題や侵略地域/解放地域の区分等
 が大きく移り変わっていくことが想定される。戦況をよく注視し変化を踏まえつ
 つ、現地ニーズに柔軟かつ動的に対応できるようにする。業務開始時点で予見で
 きない事柄による活動内容の変更が求められる場合は、発注者と協議のうえ、契
 約変更にて対応する。

⁶ 本タイムラインは現時点での想定であり、変更可能である。プロポーザルにて本事業の効果的な事業実施工程を提案すること。

⁷ 迅速な対応が可能な実施体制をプロポーザルで提案すること。

⁸ 業務従事者を機材グループと戦略立案グループに分けることとし、戦略立案グループには戦略的な知的インプットで成果をあげることにする。事業の戦略性を高めるための実施体制をプロポーザルで提案すること。

- (4) 創造性・革新性：本事業は、戦時下で実施する前例のない復旧・復興支援である。そのため、過去に実績のある取り組みにとどまらず、新しい技術、アプローチ、手法等、創造的、革新的な課題解決法を吟味し適切と判断されるものは積極的に採用、試行し、有効性を検証する。
- (5) ネットワーク拡張性：地方自治体、有識者、民間企業等、多くの関係者がウクライナ復興支援に貢献する意思を有している。本事業では、そういった関係者からの提案等については内容を吟味し、ODAとして実施することが適切と判断されるものは、ウクライナ側の受容意思を確認の上、本事業に取り入れる等、関係者や支持者を増やし、ウクライナ復旧・復興支援へのインパクト、機運を高めることに留意する。

8. 調査の実施方法

本事業では、JICA関係者（邦人）のウクライナ入国を基本的に想定しない事業計画とし、現地活動は周辺国のポーランド・モルドバなどの第三国とする⁹。ローカル人材による先方実施機関へのヒアリング調査等も想定されるが、当該人材の同国内での活動については、必要な安全情報などの提供を行うなど、安全確保に努める。

なお、今後の戦況次第で、JICA安全対策措置上、JICA関係者（邦人）のウクライナ入国が可能な状況と判断された場合には、発注者と相談のうえで対応を検討する。

9. ウクライナ側との調整

ウクライナの復旧・復興に際しては、復興担当副首相及び地方自治体・国土発展・インフラ省、エネルギー省、並びに地方自治体など多くの関係者/関係機関が関わっている。これら関係機関間で情報を一元管理しタイムリーに共有すること、密に情報共有、報告等を行うこと、各機関の政策に一貫性を持たせることが復旧・復興をスムーズに進めるにあたって非常に重要となる。については、ウクライナ側の関係者/関係機関の活動を継続的に把握し協力関係を築くため、これら関係者への情報発信やコミュニケーションを常に行う。

10. 国際機関や各国援助機関等との協調

人道支援及び開発に係る国連機関及び欧米を中心とする各国援助機関やNGO等がウクライナで活動しており、各セクターに対して複数の機関が支援している状況である。本事業と同分野で活動を行う各支援機関と情報交換しつつ連携を図るとともに、日本の経験や付加価値を踏まえた他ドナーとの差別化による棲み分けを図り、重複回避及びJICAの協力の埋没回避に留意する。

11. 現地事情を熟知した人材の活用

被害を受けた地域におけるコミュニティの現状把握、現地でのネットワーク形成、本業務終了後の継続的な活動、現地での雇用確保への貢献のため、現地人材又はウクライナ語を話せる人材の活用を極力図る。

12. 日本の都市とウクライナの都市の“都市間連携”の推進

⁹ 遠隔での業務体制、遠隔を補完する現地側サポート体制などについてプロポーザルで提案すること。

ウクライナと日本の“都市間連携”を推進する。キーウと京都、ドニプロと大阪、オデーサと横浜が友好関係を結んでいることを踏まえ、本邦研修で当該自治体を訪問する他、当該自治体からのウクライナ側への協力を側面支援することを検討する。また、本事業で対象とする協力分野のうち、本邦自治体の知見を活用することが出来る分野（瓦礫・災害廃棄物処理、上水分野、仮設住宅など）を見極め、上記を含む本邦自治体の知見の活用を積極的に図る。本事業での交流・国際協力をきっかけに双方の都市の友好関係を深め、ウクライナの復旧・復興に向けた協力の機運を高めることが期待される。

13. 国内支援委員会

本事業では、関係する分野の有識者等からなる国内支援委員会の設置を予定している¹⁰。受注者は、国内支援委員会の有識者の助言を踏まえて事業を行うとともに、国内支援委員会の事務局運営を行う¹¹。

第7条 業務の内容

各成果共通事項

1. 既存関連計画・関連情報の収集、分析、評価

以下の事項を含む資料・情報を収集・整理し、本事業実施に関する基本方針、方法、項目、内容、手順、工程、協議方法等を検討する。

- (1) ウクライナの社会・経済状況、自然状況、関連法規・制度の概要、地理空間情報の整備状況、対象セクターの事業状況（例：運輸交通セクターであれば、交通事業者や建設事業者の概要や能力など）
- (2) ウクライナ政府側各機関の役割、活動内容
- (3) ウクライナ政府の上位計画・既存計画/事業
- (4) 国際機関及び各国援助機関等のプロジェクト・活動状況

2. 対象都市のインフラ状況、社会・経済状況の把握

- (1) 対象都市におけるロシア侵略前のインフラ開発状況及び産業開発状況（重化学工業、鉄鋼業）、並びに侵略以前から存在していた主要課題を整理する。
- (2) 対象都市の社会・経済状況、コミュニティの状況、民族構成、ジェンダーの役割、使用言語等について公開情報等をもとに整理する。また、インフラの復旧・復興に有用な現地資機材、人々の生業等についても調査し、支援を実施する上での留意点を取り纏める。

3. 本邦研修

本事業では、プロジェクト期間中に本邦研修を2回実施する。本邦研修の目的は日本の経験を共有することであり、1回あたりの参加者は12名程度、期間は2週間程度を想定する。日本の戦時中・復旧期及び復興期の経験を伝える観点から、以下のようなことを含む研修プログラムを検討する¹²。

¹⁰ プロポーザルにおいて、考えられる国内支援委員候補の有識者について、理由とともに提案を行うこと（プロポーザル作成の段階で有識者の国内支援委員会への参加可否の確認は不要）。

¹¹ プロポーザルにおいて、国内支援有識者向けの謝金等のために100万円を定額計上すること。

¹² 現時点での想定のため変更可。本邦研修の詳細についてプロポーザルで提案すること。

- 戦時中・復旧期の経験：
 - 瓦礫・災害廃棄物処理、仮設住宅、仮設インフラ、自助・共助・公助の取組み、自治体間連携等
- 復興期の経験：
 - 瓦礫・災害廃棄物リサイクル、鉄鋼業、重化学工業、鉄道施設・設備、港湾施設・設備（港湾レジリエンス）

1回目は、ウクライナへの支援の機運を高める広報効果の観点から、G7サミットが予定されている2023年5月頃を予定する。研修先にはウクライナの都市と友好関係にある日本の都市を含める（キーウと京都、ドニプロと大阪、オデーサと横浜のいずれか）。なお、場合によっては供与する機材の操作及び維持管理に関する研修内容を含める可能性がある。

本邦研修の実施に際しては、事前のオンライン講義等の活用も検討し、視察・意見交換の時間を十分に取れるよう配慮するとともに、研修期間中にC/Pによるアクションプランが作成されるよう、検討・協議・作成に必要な時間を確保する。なお、研修を実施する際は、講師等との連絡調整、謝金支払い等の手続きを行う。当該業務に係る経費に関しては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2022年4月）（10月追記版）」を参照する。

各成果にかかる業務内容

4. 【成果1】優先緊急復旧事業（QIPs）の形成及び実施

(1) 緊急インフラ復旧機材を活用した調査および技術移転の実施（活動項目1-1.）

- JICAが調達予定のインフラ復旧機材の内容を確認し、JICAが機材を調達・供与するにあたって必要な技術的インプット、円滑な調達に向けた必要な各種支援を行う（機材据え付け支援体制の構築、機材調達・供与にかかる必要な調査含む）。
- 供与機材に関する各セクターの主要テーマ（以下）を参照し、技術移転プログラムや機材を活用した調査¹³を計画する。
 - 運輸交通：インフラ上の瓦礫の効果的な啓開の在り方
 - 電力：インフラの集中/分散システムの強靱性の検証
 - 瓦礫・災害廃棄物処理：瓦礫・災害廃棄物処理モデル事業
 - 対象都市における瓦礫・災害廃棄物処理モデル案の策定
 - 緊急インフラ復旧機材を用いたパイロット事業の計画策定
 - モデル事業の他都市への普及にかかる手法検討
 - 上水：ハルキウにおける給水事業
- 機材にかかる技術移転（遠隔での技術支援含む）あるいは機材を活用した調査を実施する。
- 機材の活用状況等を確認のうえ¹⁴、今後の機材供与¹⁵に向けた教訓を報告書に

¹³ 現時点で機材を活用した調査は想定していないが、アイデアがあればプロポーザルで提案すること。

¹⁴ 機材が「●●のように使われて、XXの効果を発現するだろう」という仮説を機材供与前に設定のうえ、機材供与で得られる事業効果を確認する。

¹⁵ 本事業で調達する納期が遅い機材や後続の無償資金協力事業による機材の調達に向けた教訓をとりまとめることを想定。

取りまとめる（報告書はセクター毎に3～10ページ程度を想定）。

(2) 上記以外のQIPsの形成・実施（活動項目1-2.）

- 上記以外のQIPsを検討し、JICAに提案する。提案されたQIPsについて実施の妥当性が認められる場合は、契約変更にて関連業務を追加して対応する。
- QIPsの検討にあたっては、様々な資機材（特に本邦製品）のウクライナ緊急復旧への貢献可能性を把握するため、消費者ニーズ確認を目的としたパイロット的な小ロット調達・供与を行うことを含めて検討する。

5. 【成果2】デジタル技術を活用した機材のモニタリング体制・フォローアップ体制の構築

(1) 機材にかかるコントロールチームの設置、使用状況のモニタリング（活動項目2-1.）及び機材のフォローアップにかかるワンストップ相談窓口の設置、運営（活動項目2-2.）

- 機材を適切にモニタリングするための体制を検討する。同時に、機材にかかる問い合わせ及びトラブル時のサポートに対応するための、フォローアップ体制を検討する。検討にあたっては、デジタル技術活用モデルを検討する他、現地リソースや周辺国（例えばポーランド）の援助機関及び関連団体を活用した、コントロールチームの可能性を考慮する。
- 検討結果をウクライナ関係機関に説明し、モニタリング体制及びフォローアップ体制について合意を得る。
- 合意を得た体制を構築し、機材モニタリング及び機材フォローアップを行う。
- 発注者及びウクライナ側に、モニタリング及びフォローアップ結果を定期的に報告する（事業開始から1年間は毎月報告、2年目は四半期に一度の報告を想定）。
- 1年目の終了時には、モニタリング・フォローアップ体制の試行結果、及び今後の機材供与に向けた教訓を報告書に取りまとめる（報告書は10ページ程度を想定）。

6. 【成果3】ウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」（包括方式）の円滑な実施に向けた調査・調整

(1) ウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」で調達するインフラ復旧機材の選定にかかる戦略性および活用シナリオのレビューと必要な追加検討（活動項目3-1.）、及び同無償資金協力事業で調達する機材の数量・スペック・積算等の具体的内容のレビューと必要な追加検討（活動項目3-2.）

- 「ウクライナ危機にかかる緊急復旧・復興支援のための情報収集・確認調査」で取りまとめた情報をレビューのうえ、必要に応じて追加検討を迅速に行う。この作業は本事業開始後1カ月半以内に行うものとする。
- 最終的に取りまとめた内容をウクライナ側に説明し、調達する機材にかかる基本合意を得る。

(2) 同無償資金協力事業にかかる機材仕様書（案）の作成（活動項目3-3.）

- ウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」の調達代理機関と協議し、機材仕様書（案）の様式や記載すべき内容について確認する。

- 上記様式に基づき、ウクライナ側と合意した機材の機材仕様書（案）を作成する。
- 作成した機材仕様書（案）をウクライナ側に説明し、合意を得たうえで、発注者に提出する。

7. 【成果4】ウクライナによる復旧・復興計画策定の促進

(1) 2023年～2024年の越冬対策を含む緊急復旧支援の検討（活動項目4-1.）

- 2022年～2023年の越冬支援結果を分析する¹⁶。
- 緊急復旧支援内容を検討し、緊急復旧支援（案）を2023年5月までに取りまとめる。
- 緊急復旧支援（案）の検討にあたっては、最新の戦況及び被害状況を分析・評価し、2023年～2024年の越冬対策として特に重要な取り組みを戦略性やストーリーとともに提案する。

(2) 日本の復旧・復興の知見を共有するための研修の計画・実施（活動項目4-2.）

- 日本の復旧・復興経験の共有を目的とした2回の本邦研修を企画し、発注者に提案する。
- 発注者の承諾を得た後、ウクライナ側に企画案を説明し合意を得る。
- 本邦研修の詳細プログラム立案、訪問先との調整、講師手配、研修資料作成など、研修に向けた準備を行う。同時に、ウクライナからの研修参加者の選定や各種ロジ面のサポートを行う。来日前にオンライン講義などを通じた事前インプットも実施する。
- 研修生の来日期間中には、研修を監理し、講義・実習・見学および関連ロジなどを実施する。
- 研修実施後には、研修生向けのフォローアップ会議を行う。

(3) 電力システム（電源、系統）の復旧・復興に向けた戦略の検討（活動項目4-3.）

- 公開情報等をもとにしたエネルギー関連施設の被害状況及び傾向を分析する。
- 系統解析を実施し、ロシア侵略前後の比較分析をする。
- 系統解析をもとにした電源と負荷の復旧シナリオ（短期・中長期的）について以下を考慮して作成する。
 - 電力系統・設備攻撃に対する冗長性・強靱性の強化
 - コジェネ、再エネ等を活用した分散型電力供給システム
 - 将来的なEUとの電力の安定融通
 - サイバーセキュリティ強化策

(4) 復旧・復興の計画の方向性にかかる検討（活動項目4-4.）

- 本事業の実施期間（2年間）にわたり、最新の被害状況及び復旧状況を安価かつ継続的に把握・分析できる体制を構築する¹⁷。情報収集に関しては、必要に

¹⁶ 日本の越冬支援を中心にしつつ、他ドナーの支援も含めて結果を分析する。

¹⁷ 復旧・復興の計画を考えるために被害状況を正確に把握する必要があるが、戦時下においては、被害の状況が日々変化する。こういった課題がある中、オープンソースインテリジェンス（OSINT）の活用、あるいは被害状況を継続的にモニターしている関係機関との効果的な連携などが考えられるが、プロポーザルで情報収集及び分析の具体的な方策を提案すること。

応じて現地再委託調査を認める。

- 情報収集・分析体制の構築後、国全体の傾向を掴むために、国全体の被害状況及び復旧状況のレビュー、復旧・復興ニーズの特定、復旧・復興シナリオ及び地域戦略の検討を行う。
- 同様に、日本の地方自治体と友好関係にある都市（キーウ、オデーサ、ドニプロ）の被害状況及び復旧状況のレビュー、復旧・復興ニーズの特定、復旧・復興シナリオの検討を行う。
- 同時並行で、ロシア占領からの解放都市（イルピン、ブチャ、ヘルソン）およびその近郊都市（ハルキウ、ミコライウ）の被害状況及び復旧状況のレビュー、復旧・復興ニーズの特定を行い¹⁸、復旧・復興シナリオを検討する。
- 国全体及び主要対象都市における復旧・復興のシナリオを把握し先方ニーズを踏まえながら、セクター毎に以下に掲げる項目を検討する。なお、戦況の変化等によって以下の項目が支援ニーズに合わなくなった場合は、発注者と対応を相談する。

電力	➤ 対象都市における電力システムの復旧・復興にかかる方針
運輸交通	➤ 対象都市における鉄道含む公共交通、道路・橋梁、港湾、空港等のインフラ施設・ネットワークの復旧・復興にかかる方針
物流	➤ 物流システムの復旧・復興にかかる方針
瓦礫・災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象都市の瓦礫・災害廃棄物の量の推計 ➤ 対象都市のモデル地区の瓦礫・災害廃棄物処理計画の方針 ➤ 対象都市の瓦礫・災害廃棄物の仮置場の整備及び運営方針の策定（収集運搬・処理フロー、人員体制、資機材等を中心に検討） ※瓦礫・災害廃棄物処理の対象都市は主にキーウを想定。
上下水	➤ 対象都市の上下水インフラ・施設の復旧・復興にかかる方針
都市・住宅	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象都市における住宅の復旧・復興にかかる方針（仮設住宅にかかる検討を含む） ➤ 対象都市における公共施設の復旧・復興にかかる方針
産業（重化学工業、鉄鋼業）	➤ 産業（重化学工業、鉄鋼業）の復旧・復興にかかる方針

(5) 中長期的な優先的取り組みの検討（活動項目4-5.）

- 上記の検討結果を踏まえて、今後のJICAの資金協力事業あるいは技術協力事業（案）をリスト形式で提案する。基本的に以下の項目を提案に含め、日本が比較優位を有する分野や日本の都市と縁の深いウクライナの都市に着目するなど、案件の意義やストーリーが明確な事業（案）を立案する。

【基本項目】

- ウクライナの該当セクターにおける事業の位置づけ
- JICAの協力量針における事業の位置づけ
- 他援助機関の対応、連携可能性
- 事業実施における開発上の意義
- 事業の目的、内容

¹⁸ 復興計画のベースマップとなるデジタル地形図のニーズ調査含む。

- 想定されるコスト
- 想定スケジュール
- 事業実施体制、維持管理体制
- 課題（用地取得、事業実施に影響を与える自然条件及び基礎インフラ（電気・給排水等）、法令、環境社会配慮、ジェンダーなど）
- 事業効果指標

(6) 復旧・復興計画の策定及び実施に関する能力強化（活動項目4-6.）

- 上記4-1.から4-5.の活動をウクライナ側と密に連携しながら実施することで、先方実施機関職員の能力強化を図る。JICA関係者（邦人）が現地で技術協力活動を行えないことを踏まえ、現地リソースを有効活用した能力強化を行う。

各種レポート等の提出

8. 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

- (1) 既存の関連資料・情報・データを整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。それらを踏まえ、インセプションレポートを作成し、内容に関し発注者の承認を得る。
- (2) カウンターパート機関並びに関係機関とインセプションレポートの協議を実施する。JCCを開催し、プロジェクトの進め方、関係機関の役割分担について認識を共有する。

9. プロGRESSレポート

- (1) インセプションレポート以降の基礎情報の収集・分析結果、緊急インフラ復旧機材の状況や復旧・復興計画の策定支援にかかるPROGRESSレポートを作成し、発注者に対し説明した上で合意を得る。なお、PROGRESSレポートについてはウクライナ政府の同意があれば外部公開を前提として作成する。
- (2) ウクライナ政府に対しPROGRESSレポートを提出し、その内容について説明・協議を行い、合意を得る。また、インセプションレポート提出時に計画した活動スケジュール及び要員計画の進捗を確認し、必要に応じてウクライナ政府との協議により見直しを行う。

10. インテリムレポート

- (1) PROGRESSレポート以降の業務結果をインテリムレポートとして取り纏め、発注者に対し説明した上で合意を得る。なお、インテリムレポートもウクライナ政府の同意があれば外部公開を前提として作成する。
- (2) ウクライナ政府に対しインテリムレポートを提出し、その内容について説明・協議を行い、合意を得る。また、PROGRESSレポート提出時に計画した活動スケジュール及び要員計画の進捗を確認し、必要に応じてウクライナ政府との協議により見直しを行う。

11. ドラフト・ファイナルレポート

- (1) インテリムレポート以降の業務結果をドラフト・ファイナルレポートとして取り纏め、発注者に対し説明した上で合意を得る
- (2) ウクライナ政府に対しドラフト・ファイナルレポートを提出し、その内容につい

て説明・協議を行い、合意を得る。

12. ファイナルレポートの作成・説明・協議

ドラフト・ファイナルレポートに対するウクライナ政府からのコメントを踏まえ、加筆・修正を加えた後、ファイナルレポートを作成し発注者に提出する。

第8条 報告書等

1. インセプションレポート (IC/R)

記載事項：業務実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程等

提出時期：業務開始後15日以内

部 数：英文7部、和文7部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDFおよびワード

2. プログレスレポート (PR/R)

記載事項：中間成果（以下を含む）

対象都市に関する既存課題や経済社会状況に関する調査結果、QIPs実施状況報告、機材モニタリング・フォローアップ実施状況報告、包括無償の機材リスト及び機材仕様書（案）、越冬対策を含む緊急復旧支援（案）、研修実施報告、復旧・復興ニーズ及びシナリオ、中長期的な優先的取り組み（第一案）

提出時期：業務開始後6カ月を目途

部 数：英文7部、和文要約7部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDFおよびワード

3. インテリムレポート (IT/R)

記載事項：中間成果（以下を含む）

社会調査結果、QIPs実施状況報告、機材モニタリング・フォローアップ実施状況報告、機材モニタリング・フォローアップの教訓報告、研修実施報告、復旧・復興計画の方向性の提案、中長期的な優先的取り組み（第二案）リスト（優先順位付）、案件概要、概算額提出時期：業務開始後12カ月を目途

部 数：英文7部、和文要約7部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDFおよびワード

4. ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

記載事項：全体成果

提出時期：業務開始後21カ月を目途

部 数：英文7部、和文7部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDFおよびワード

5. ファイナルレポート (FR)

記載事項：全体成果

提出時期：契約履行期間の末日

部 数：英文10部、英文要約10部、和文10部、和文要約10部（製本）

電子データ：上記報告書のCD-R1枚、PDFおよびワード

インセプションレポートを除く各レポートの巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約を含める。ファイナルレポートの体裁については各要約の冒頭にページの色を変えた調査結果の概要表を含める。

なお、カウンターパート機関及び関係機関との円滑な協議やワークショップの実施を進めるため、必要に応じて、プレゼンテーション資料や概要版を作成する¹⁹。

¹⁹ 各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積もりに含める。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	JICA が調達する機材以外の QIPs の内容	第 6 条 実施方針及び留意事項 5.各成果の概要
2	事業実施工程	第 6 条 実施方針及び留意事項 5.各成果の概要
3	迅速な対応が可能な実施体制	第 6 条 実施方針及び留意事項 7.本事業運営上の基本方針
4	事業の戦略性を高めるための実施体制	第 6 条 実施方針及び留意事項 7.本事業運営上の基本方針
5	遠隔での業務体制、遠隔を補完する現地側サポート体制	第 6 条 実施方針及び留意事項 8.調査の実施方法
6	国内支援委員会の候補有識者	第 6 条 実施方針及び留意事項 13 国内支援委員会
7	本邦研修の内容	第 7 条 業務の内容 3.本邦研修
8	機材を活用した調査アイデア	第 7 条 業務の内容 4.【成果 1】優先緊急復旧事業 (QIPs) の形成及び実施
9	被害状況や復旧状況にかかる情報収集及び分析の具体的な方策	第 7 条 業務の内容 7.【成果4】ウクライナによる復旧・復興計画策定の促進

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
類似業務：復旧・復興に係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、戦況及びコロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／緊急復旧・復興
- グループリーダー／機材
- グループリーダー／都市復旧・復興計画
- 電力系統
- サイバー・デジタル技術

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 26.00 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／緊急復旧・復興）】

- ① 類似業務経験の分野：復旧・復興に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：開発途上地域（ウクライナでの業務経験、あるいは他の紛争影響配慮対象国・地域（イラク、アフガニスタン、南スーダン等）での復旧・復興支援経験があることが望ましい）
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：グループリーダー／機材】

- ① 類似業務経験の分野：機材調達・モニタリングに係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：グループリーダー／都市復旧・復興計画】

- ① 類似業務経験の分野：都市・地域開発計画に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：開発途上地域（ウクライナでの業務経験、あるいは他の紛争影響配慮対象国・地域（イラク、アフガニスタン、南スーダン等）での復旧・復興支援経験があることが望ましい）
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：電力系統】

- ① 類似業務経験の分野：電力系統に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：開発途上地域（ウクライナでの業務経験、あるいは他の紛争影響配慮対象国・地域（イラク、アフガニスタン、南スーダン等）での復旧・復興支援経験があることが望ましい）
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：サイバー・デジタル技術】

- ① 類似業務経験の分野：サイバー・デジタル技術に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来から認定の対象外となっています。（詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html）

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年2月に業務を開始し、2025年2月をもって業務を完了する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約90.00人月（現地：34.00人月、国内56.00人月）

（本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月3.00を含む。これに係る報酬は定額計上に含まれる。）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

【全体】

- 1) 業務主任者／緊急復旧・復興（1号）
- 2) サイバー・デジタル技術（3号）
- 3) 援助協調・研修計画・広報

【機材グループ】

- 4) グループリーダー/機材（2号）
- 5) 機材（運輸交通インフラ）
- 6) 機材（電力）
- 7) 機材（水）
- 8) 機材（瓦礫・災害廃棄物処理）
- 9) 機材モニタリング・フォローアップ
- 10) 機材調達計画・積算

【戦略立案グループ】

- 11) グループリーダー/都市復旧・復興計画（2号）
- 12) 電力系統（3号）
- 13) 鉄道
- 14) 道路・橋梁
- 15) 空港・港湾
- 16) 物流
- 17) 電源・燃料（ガス・石油含む）
- 18) 上下水
- 19) 瓦礫・災害廃棄物処理
- 20) 住宅・公共施設・建築
- 21) 経済（インフラエコノミスト）
- 22) 鉄鋼業
- 23) 重化学工業

3) 渡航回数を目途 全36回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 解放地域の被災状況・復旧状況調査
- 復旧・復興計画に方向性検討にかかる調査
- 機材供与に関する法令調査

(4) 配付資料／公開資料等

- 1) 配付資料（プロポーザル作成後速やかに廃棄してください。）

- 資料1：JICAが本事業の一部として調達予定のインフラ緊急復旧機材リスト（案）
- 資料2：ウクライナ向け無償資金協力事業「緊急復旧計画」（包括方式）におけるインフラ復旧機材リスト（案）

2) 公開資料

- 国家地理空間データ基盤活用のための能力向上プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/ukraine/information/event/20211126.html>
- ミコライウ橋建設事業追加調査
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12354015_01.pdf
- ウクライナ国一般廃棄物管理に係る情報収集・確認調査
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000037882.html>
- 南部物流情報収集・確認調査
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031701.html>
- エネルギーセクター情報収集・確認調査
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026416.html>
- ボルトニッチ下水処理場改修事業にかかる設計業務
<https://www.jica.go.jp/oda/project/UKR-P2/index.html>

(5) 便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対

象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

396,176,000円（税抜）

なお、定額計上分 56,726,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（2）で別見積としている項目を含みません。

本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(2) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額

を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	国内支援有識者向け謝金等	第6条 実施方針及び留意事項 13. 国内支援委員会	1,000,000円	謝金、交通費等一式	国内業務費	国内諸雑費
2	解放地域の被災状況調査	第7条 業務の内容 7. 【成果4】ウクライナによる復旧・復興計画策定の促進	20,000,000円	調査費一式	再委託	現地再委託費
3	復旧・復興計画にかかる調査	第7条 業務の内容 4. 【成果1】優先緊急復旧事業（QIPs）の形成及び実施 (1) 緊急インフラ復旧機材を活用した調査および技術移転の実施（活動項目1-1.）	20,000,000円	調査費一式	再委託	現地再委託費
4	機材供与に関する法令調査	第7条 業務の内容 4. 【成果1】優先緊急復旧事業（QIPs）の形成及び実施 (1) 緊急インフラ復旧機材を活用した調査および技術移転の実施（活動項目1-1.）	3,000,000円	調査費一式	再委託	現地再委託費
5	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	第7条 業務の内容 3. 本邦研修 4. 【成果1】優先緊急復旧事業（QIPs）の形成及び実施 (2)日本の復旧・復興の知見を共有するための研修の計画・実施（活動項目4-2.）	12,726,000円	本邦研修費一式 合計3.0人月（2号1.0人月、4号2.0人月を想定）の報酬を含む	・報酬 ・国内業務費	・報酬 ・国内業務費

(4) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【ポーランド】

東京⇒フランクフルト⇒ワルシャワ（ルフトハンザ航空）

【モルドバ】

東京⇒イスタンブール⇒キシナウ（トルコ航空）

東京⇒フランクフルト⇒キシナウ（ルフトハンザ航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

2) 上記1)に記載がない国については以下のレートを使用してください。

- 現地通貨（ウクライナ）1UAH=3.54693 円
- 現地通貨（モルドバ）1MDL=6.78549 円
- 現地通貨（ポーランド）1PLN=29.7782 円

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(20)	
(1) 類似業務の経験	12	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	8	
2. 業務の実施方針等	(20)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	8	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	8	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(20)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／緊急復旧・復興</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	3	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：グループリーダー／機材	(10)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：グループリーダー／都市復旧・復興計画	(10)	
ア) 類似業務の経験	5	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	

エ) その他学位、資格等	2
(4) 業務従事者の経験・能力：電力系統	(10)
ア) 類似業務の経験	5
イ) 対象国・地域での業務経験	1
ウ) 語学力	2
エ) その他学位、資格等	2
(5) 業務従事者の経験・能力：サイバー・デジタル技術	(10)
ア) 類似業務の経験	7
イ) 対象国・地域での業務経験	0
ウ) 語学力	0
エ) その他学位、資格等	3

以上